

第1 あいち子ども・若者育成計画2010（概要）

1 計画策定の趣旨

今日、多くの子ども・若者が、スポーツや文化・芸術、ボランティアなど、様々な分野において活躍しているが、一部の子ども・若者には、学習意欲の低下、規範意識の希薄化、深夜はいかいや初発型非行といわれる万引きの増加、そして、ニート、ひきこもりに象徴される社会的自立の遅れなど、憂慮すべき状況が見られる。

こうした子ども・若者をめぐる課題に対応するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、子ども・若者育成支援施策の総合的推進の枠組みが整備されるとともに、ニート、ひきこもり、不登校等、困難を抱える子ども・若者の支援を行うためのネットワーク整備の推進が図られることとなった。

また、インターネット上に氾濫する過激な性描写や暴力表現等の有害情報から青少年（18歳未満の者）を守るため、平成21年4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずることや、有害情報を遮断するフィルタリングの普及を図ることとなった。

本県では、平成13年3月に「あいちの青少年育成計画21」を策定し、地域社会と一体となって、青少年施策の総合的・計画的な推進を図ってきたが、これらの現状を踏まえ、21世紀を担う子ども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援していくため、愛知県青少年問題協議会の提言（平成21年11月）に基づき、平成22年3月に「あいち子ども・若者育成計画2010」を策定した。

2 計画期間

この計画の期間は、平成22(2010)年度から平成31(2019)年度までの10年間とする。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化等も踏まえ、迅速かつ柔軟に施策の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

3 計画の性格・位置づけ

- (1) この計画は、本県が、子ども・若者の健やかな成長と自立を支援していくための行動指針となる。また、併せて、すべての県民が連携・協力し、地域の実情に応じて子ども・若者の健やかな育成を推進するための指針とする。

- (2) 平成26年3月に策定された「あいちビジョン2020」では、「日本一の元気を暮らしの豊かさに」を基本目標に掲げ、「教育・人づくり」を重要政策課題のひとつとしている。そして、その主な政策の方向性とした「前向きに挑戦できる人づくり」、「若者の課題解決能力や社会的自立ができる力の育成」、「円滑な就業・労働移動への対応」及び「困難を抱える人へのきめ細かな支援」に沿って、「2014－2016実施計画」を定め、子ども・若者の健全育成や自立支援に向け具体的に施策を推進するための個別計画としている。
- (3) 平成23年6月に策定された「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」、平成27年3月に策定された「あいち はぐみんプラン 2015－2019」など、子ども・若者を対象とする他の計画と相まって、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を行っていく。
- (4) この計画の各年度の実施計画は、「愛知県子ども・若者施策の概要」として、毎年度当初に示していく。

4 子ども・若者の範囲と計画の対象者

子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とするが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も多数存在することから、これらの者も計画の対象とする。

なお、健やかな成長の基礎を形成する学童期、心身ともに大きく成長する一方、様々な悩みを抱える思春期、親の保護を抜け出し社会的な自立を図る青年期以降の子ども・若者に対する施策に重点を置く。

また、計画では、「子ども・若者育成支援推進法」にならい、従来の「青少年」に代えて「子ども・若者」という用語を使用するが、この計画の対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語を併用する。

このように、施策により、対象となる子ども・若者の範囲は異なる場合がある。

各種法令などによる呼称と年齢区分

法令等の名	呼称等	年齢区分															
		1	5	6	10	12	14	15	18	20	25	30	35	40			
民法	未成年者	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
学校教育法	学齢児童			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	学齢生徒					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
児童福祉法	児童	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	乳児	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	幼児	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	少年				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
労働基準法	児童	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	年少者				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
勤労青少年福祉法(注1)	勤労青少年															■	
刑法	刑事未成年者	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
少年法	少年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
未成年者喫煙禁止法 未成年者飲酒禁止法	未成年者	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
愛知県青少年保護育成条例	青少年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
子ども・若者育成支援推進法(注2)	子ども・若者	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
子ども・若者ビジョン (平成22年7月策定・国)	青少年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	子ども	乳幼児期	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		学童期			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	若者	思春期					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		青年期									■	■	■	■	■	■	■

(注1) 法律上は規定なし。第9次勤労青少年福祉対策基本方針では、上限をおおむね35歳未満としている。

(注2) 法律上は規定なし。子ども・若者の範囲は、0歳から30歳代の者を含むとしている(内閣府)。

5 計画の基本理念

子ども・若者が、心身ともに健康で自立した個人として成長し、相手の立場を尊重しながら共に生きることができるよう支援していくことや、地域において子ども・若者と大人が、より豊かな人間関係を築き、共に支え合い、育ち合うことができる社会の実現を目指していくことが、ますます重要になっている。

このため、「あいちの青少年育成計画21」で掲げる基本理念を継承し、「子ども・若者の自立をはぐくみ、共に育ち合う社会をめざして」を、この計画の基本理念とする。

6 計画の基本的な柱

基本的な柱1 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

子ども・若者が他の人々と協働しながら、夢や目標に向かって自己実現を図るためには、健康な生活を営む上で基礎となる体力と他人を思いやる豊かな心に加えて、「確かな学力」が必要である。

この「確かな学力」は、基礎的・基本的な知識や技能だけでなく、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた幅広い学力として、新学習指導要領に採用されている考え方であるが、急速に変化する社会に子ども・若者が的確に対応していくためには不可欠な力である。

また、人間関係が希薄化している中で、他者との関係の在り方を学び、自分の意見や考えを適切に伝えるためのコミュニケーション能力を高めていくためには、他者との交流や様々な体験を積み重ねていくことが重要となる。

そして、子ども・若者は、誰もが本来、成長と自立に向けた確かな力を備えた存在であるとの認識を持ち、一人ひとりの子ども・若者が持っている能力や意欲を引き出し、支援していくという基本的な姿勢に立つことが大切である。

基本的な柱2 困難を抱える子ども・若者の支援

子ども・若者を取り巻く環境が厳しさを増し、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者の問題が深刻な状況にある。

困難を抱える子ども・若者を支援するためには、支援を必要とするようになった経緯や原因、目指すゴールや家庭環境などの違いをよく理解した上で、個別的に支援することが求められる。

また、子ども・若者の抱える問題は、教育、医療、保健、福祉、就労などに関係す

る問題が複雑にからみあっていることが多いため、関係機関・団体等が継続的、包括的に支援することが必要である。

基本的な柱3 子ども・若者と共に育ち合う地域社会づくり

家庭、学校、企業及び地域がそれぞれの役割を果たす中で、誰もが参加できる開かれたネットワークを構築することにより、子ども・若者育成の基盤となる地域社会の再生を図り、子ども・若者の自立支援や問題行動の予防、早期発見につなげることが必要である。

このため、家庭、学校、企業及び地域の相互の関係の再構築、関係機関等の連携による有害環境対策の推進、新たな有害環境に対する迅速な対応を図るとともに、子ども・若者の育成のための県民運動の推進を始めとした気運の醸成に積極的に取り組むことが重要である。

基本的な柱4 推進体制の整備・充実

計画を推進していくためには、県における全庁的な取組体制の強化を図る必要がある。また、困難を抱える子ども・若者を支援し、共に育ち合う地域社会づくりを進めるにあたっては、国や市町村の果たす役割も大きいいため、連携を深めていくことが重要である。

そして、子ども・若者の多様な交流を図るためには、地域での受け皿づくりが求められることから、地縁団体、子ども・若者の育成団体、NPOなどの民間組織が担う役割を重視し、県として、その育成・振興に努めるとともに、ネットワークの強化を図る必要がある。

7 計画の体系

基本理念	基本的な柱	基本的な目標
子ども・若者の自立をはぐくみ、共に育ち合う社会をめざして	<p>基本的な柱1</p> <p>子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊かな心と健やかな体の育成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 心の教育の充実 (2) 健やかな体の育成 2 社会の変化に対応できる力の養成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 確かな学力の確立 (2) 時代の変化への対応 (3) キャリア教育の推進 3 子ども・若者の自立をはぐくむ多様な交流
	<p>基本的な柱2</p> <p>困難を抱える子ども・若者の支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 困難な状況ごとの取組 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害のある子ども・若者の支援 (2) 少年非行の防止 (3) いじめ等の問題行動、不登校への対応 (4) ひきこもりに対する支援 (5) ニート（若年無業者）・フリーターに対する支援 (6) 外国人の子ども・若者の支援 2 困難を抱える子ども・若者を総合的に支援するための取組
	<p>基本的な柱3</p> <p>子ども・若者と共に育ち合う地域社会づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭の教育力の向上 2 地域の教育力の向上 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校と地域との連携 (2) 企業と地域との連携 (3) NPOとの協働 (4) 地域力の強化 3 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 有害環境への対応 (2) 子ども・若者の被害防止・保護
	<p>基本的な柱4</p> <p>推進体制の整備・充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の体制の整備 2 国、市町村との連携の充実 3 民間組織との連携の充実